

## 第5章 医師・看護師等の確保と働き方改革について

### 1. 医師・看護師等の確保

当院が急性期病院として、また地域の医療を支える病院としての役割を果たすためには、医師や看護師等の医療従事者の確保が不可欠となります。

#### (1) 医師の確保

地方では特に顕著となっている医師不足の中、当院は地域の中核病院としてある程度の医師数を確保しているものの、常勤医がいない診療科や常勤医が1人のみの診療科があり、充足しているとは言い難い状況にあります。

当院は大学医局からの派遣を中心に医師を確保しているため、大学へ訪問して派遣要請を行うなどの積極的な働きかけを行っています。

また、弘前大学に寄附講座を開設したことにより、麻酔科医が1名派遣され、増員となっております。

その他、人材紹介会社の利用、医師住宅や院内保育所の整備などの勤務環境の改善、資格取得や学会等への助成、見学・実習生の受け入れ、他大学への医師派遣の打診など、医師確保の取り組みを行っています。

#### (2) 看護師等の確保

看護師については、これまでは概ね充足しておりましたが、新型コロナウイルス感染症流行以降は中途退職者が増加し職員数が減った上、産前産後休暇・育児休暇・病気休暇の取得、育児短時間勤務者、夜勤制限者により、夜勤従事することができない職員が増加しており、病院運営上の重大な課題となっております。

これまでも看護師確保の取り組みとして、通常の職員募集のほか、青森県立中央病院主催の県共同採用試験への参加、民間求人への掲載、実習生の受入れ、学校主催の病院説明会へ積極的に参加するなど、募集に力を入れております。

これに加え、既存職員についても手当の創設、資格取得や研修等への助成、看護師業務以外の作業を移管するための人材派遣会社の利用、業務の適切な管理の実施により、離職率を下げる取り組みを行っています。

その他の医療従事者については、薬剤師の応募・採用が数年間なく、職員不足が顕著となっているため、民間企業の処遇との平準化を行うための手当の創設や、

薬科大学生への修学資金貸与条例の制定など、薬剤師確保の取り組みを行っております。

## 2. 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

医師を確保するためには、臨床研修医や専攻医等の若手医師の確保の取り組みが重要となります。

### (1) 臨床研修医の受入れ

当院は基幹型臨床研修病院として、臨床研修医の募集・受入れを行っております。

研修については、初期医療、専門的医療、救急医療、精神医療、緩和ケアを含めた包括的がん医療を行うプログラムで、専門医の資格を持つ指導医や上級医による指導体制も充実しており、臨床研修の一環として実施する地域医療研修においては、五戸総合病院や日高德洲会病院（北海道）への派遣を実施しております。

### (2) 専攻医の研修体制

専攻医については、総合診療分野について専門研修を実施しております。

総合診療科は、特別な専門領域の処置や判断を必要としない病気に関して、幅広く対応して診療を行う診療科となります。

総合診療医は、診断学と最新医学の知見に基づく細やかな問診、診察により、的確に病状を判断し、必要に応じて、患者に最適な専門医を紹介します。

患者を総合的に診ることができるため、患者が受けるべき治療や検査を的確に判断することができます。患者が適切な治療を受けることができるため、医療ミスや不必要な治療を防ぐことができます。

総合診療科の医師を育成することは、地域医療の充実につながります。地域医療は、地域住民が安心して暮らせるために必要不可欠なものです。また、地域住民の健康管理や予防接種の提供も行うため、地域住民の健康増進にも貢献します。

研修は当院以外の連携施設でも行われ、これまで六ヶ所村医療センター、三沢市立三沢病院や公立七戸病院へ派遣している他、今後は公立野辺地病院や八戸市立市民病院等へ派遣する予定となっております。

その他、内科分野についても、内科的医療の実践に必要な知識と技能の習得を目的とした専門研修プログラムを作成しているため、今後実施するよう取り組みます。

### 3. 働き方改革への対応

医師の時間外労働規制が開始される令和6年度に向け、適切な労務管理、タスクシフト／シェアの推進、ICTの活用等により、医師の時間外労働の縮減を図ることが必要となります。

労務管理については、新たに導入した勤怠管理システムにより、在院時間中の業務とそれ以外の時間の管理など、これまで以上に詳細に労働時間を管理しております。院外での労働は届出書類の提出等により管理しており、労働と自己研鑽の区分けについても当院のガイドラインにより定めております。

タスクシフト／シェアについては、皮膚排泄ケア認定看護師、認知症看護認定看護師、糖尿病看護認定看護師の特定行為研修を修了した3名の看護師による特定行為の実施、医師事務作業補助者による電子カルテの代行入力及び診断書類等作成の補助等を実施しております。また、医師の宿日直体制に関しても、管理日直（当直）と業務日直（当直）に役割を分担し、繁忙期には業務日直を1名増員する等、体制の見直しを取り組んでおります。

ICTについては、AI問診を導入することで、医師や看護師等の業務軽減に寄与しています。

その他、勤務医及び看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画や医師労働時間短縮計画を策定し、計画に基づく取り組みの実施や評価を行っています。

また、宿日直を行う際に労働時間規制の適用除外となる宿日直許可については、労働基準監督署より令和5年5月15日付で宿直部分を再取得しております。